

# 役員報酬に関する規程

社会福祉法人 明日檜

## 社会福祉法人 明日檜役員報酬に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明日檜（以下「法人」という。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (役 員)

第2条 この規程で定める役員は理事及び監事、評議員とする。

### (報 酬)

第3条 評議員には、定款で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 理事に対する各年度の総額は、年間500,000円を超えない範囲とする。

3 監事に対する各年度の総額は、年間200,000円を超えない範囲とする。

4 法人の役員が理事会又は評議員会に出席した場合は1日につき報酬額10,000円（源泉所得税額控除後）支給する。

5 監事が監査を実施した場合は、1日につき報酬額10,000円（源泉所得税額控除後）を支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会又は評議員会以外の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 旅費及び交通費の弁償額は実費の額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき10,000円（源泉所得税額控除後）

宿泊料 1泊につき10,000円

4 定款第13条第4項または第26条第3項に基づき意思表示をしたときは5,000円（源泉所得税控除後）の額とする。

### (報酬等の支払方法)

第5条 前条各号に規定する報酬、交通費等は、会議及び業務にあたった日から30日以内に指定する口座に振り込む。ただし、本人が現金による支給を希望した場合は、この限りでない。

2 交通費等は出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができるものとする。

### (改 正)

第6条 この規程の改正については、理事会で作成し、評議員の議決を要する。

### 附 則

この規程は、平成22年11月26日から施行する。

この規程は、平成29年6月10日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和1年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。